

富士山中湖ホテル電動キックボードレンタル利用規約

以下の富士山中湖ホテル電動キックボードレンタル利用規約（以下「本規約」といいます。）には、富士山中湖ホテル（以下「当館」といいます。）と利用者（第2条で定義します。）との間の権利義務関係が定められています。本サービス（第2条で定義します。）をご利用になる方は、全文をお読みの上で本規約に同意いただく必要があります。

第1条 適用

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、当館と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当館と利用者との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条 定義

1. 本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「モビリティ」とは、当館が本サービスとして提供する電動キックボード（特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車）を意味します。
- (2) 「本サービス」とは、当館が提供するモビリティのレンタルサービスを意味します。
- (3) 「利用者」とは、第3条に基づき本サービスの利用者として受付がなされた個人を意味します。
- (4) 「法令等」とは、法律、政令、通達、規則、命令、条例、その他の規制の総称を意味します。
- (5) 「当館ウェブサイト」とは、当館が運営するウェブサイト (fujiyamanakako-hotel.com) を意味します。但し、理由の如何を問わず、当該ドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。

第3条 受付

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当館の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当館の定める方法で当館に提供することにより、当館に対し、本サービスの利用の受付を申請することができます。（以下「本サービス利用申請」といいます。）

2. 利用希望者は、必ず自身で本サービス利用申請を行わなければなりません。
但し、利用希望者が成年被後見人である場合及び、当社が別途承諾する場合を除きます。
3. 利用希望者は、本サービス利用申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当館に提供しなければなりません。
4. 利用希望者は、自身が未成年者、被保佐人又は被補助人のいずれかである場合は、本サービス利用申請を行うことについて、親権者、未成年後見人、保佐人又は補助人の同意を得なければなりません。
5. 利用希望者は、自身が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同様とします。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている者である場合は、本サービス利用申請を行うことはできません。
6. 当館は、第1項に基づき本サービス登録の申請をした登録希望者が、前各項のいずれかに違反すると当館が判断した場合、本規約に違反するおそれがあると当館が判断した場合、その他当該利用希望者の本サービス利用申請を行うことが適当でないと当館が判断した場合は、当該利用希望者による本サービス利用申請を拒否することができます。
7. 利用希望者が本サービス利用申請を完了し、当館がその裁量により当該利用希望者による本サービスの利用を認めた場合、当館が当該利用希望者による本サービスの利用を可能化した時点で、利用希望者の本サービスの利用者として受付が完了し、利用者当社の間で、本規約に従った本サービスの利用に係る契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。

第4条 利用

1. 利用者は、利用契約の有効期間中、本規約に従って、以下の方法で本サービスを利用することができます。
 - (1) 利用者は、利用者として受付完了後、当該モビリティの利用を開始することができます。利用者は、本条の定めに従いモビリティの利用を開始する時点からモビリティを

返却する時点までの期間（以下「レンタル期間」といいます。）、本規約の規定に従って当該モビリティを利用することができ（当該期間中のモビリティの利用を、以下「ライド」といいます。）、当社は、レンタル期間中、利用者に対し当該モビリティを貸し渡します。

- (2) 利用者は、レンタル期間中、善良な管理者の注意をもってモビリティを利用及び保管するものとします。
 - (3) 利用者は、当館が定める場所で、当館が別途指定する返却手続を完了することにより、当該モビリティを当館に返却するものとします。
 - (4) 利用者は、モビリティの返却に当たって、モビリティ（モビリティに付属するポーチを含みます）等に自らが所有又は占有する物（以下「所持品」といいます。）が残置していないことを確認するものとします。当館は、利用者がモビリティを返却した後に当該モビリティ、当該モビリティに付属するポーチ内等に所持品が残置されている場合、当該所持品を自由に処分できるものとし、利用者は、当該処分につき何らの異議を述べることができず、損害賠償等の請求も行わないものとします。
2. 利用者は、本サービス利用の対価として、当館が別途利用申込書等において定める利用料金を負担するものとします。

第5条 利用条件及び遵守事項

1. 以下の各号に該当する利用者はモビリティを利用できないものとします。
 - (1) 利用時点で満 18 歳以上であることを確認できる当館所定の公的な本人確認書類又は身分証（利用者自身のものに限りません。）を当館が別途定める方法により提出していない場合。
 - (2) 当館所定の交通ルールの周知のためのプロセスを完了していない場合
 - (2) 本条第3項各号に定める事項を遵守できないおそれがある場合
 - (3) その他、モビリティの利用を認めることが適当でないと当社が判断した場合
2. 利用者は、モビリティを利用する場合には、以下の各号に定める事項を遵守しなければ

ならないものとしします。

- (1) モビリティの乗車開始までに当館所定の方法で点検を行うこと
- (2) 特定小型原動機付自転車、又は特例特定小型原動機付自転車に適用される道路交通法その他の法令等の規定（ヘルメットの着用に関する規定を含みます。）に従うこと
- (3) 法令等で認められる場合を除き歩道上で走行しないこと
- (4) サービス提供エリア（当館が本サービスを提供する地域として、利用申込書等で別途指定する地域をいいます。以下同様とします。）内で走行するものとし、サービス提供エリア外の場所及び法令等で走行が禁止されている場所（その場所の管理者が走行を禁止している場所を含みます。以下同様とします。）で走行しないこと
- (5) サービス提供エリア外の場所、法令等で駐車又は停車（以下「駐停車」といいます。）が禁止されている区域内の場所、法令等で走行が禁止されている場所、第三者が所有し、又は管理する土地上又は建物内の場所であって、かかる土地又は建物の所有者又は管理者が駐停車を禁止している場所、歩行者、自動車その他の車両の通行の妨げになる場所、その他の駐停車をすることが不適切であると合理的に判断される場所（以下これらの場所を総称して「駐停車禁止区域」といいます。）においてモビリティを駐停車しないこと
- (6) 自らが利用するモビリティを第三者に又貸しせず、また、利用させないこと
- (7) 無謀な運転（片手での運転等）、飲酒運転をしないこと
- (8) モビリティを運転するのに適した服装で乗車すること
- (9) 歩行者、自動車その他の車両の通行の迷惑となる行為をしないこと
- (10) モビリティを破損、分解、改造しないこと
- (11) 破損したモビリティで走行しないこと
- (12) モビリティを各種テスト若しくは競技、牽引又は後押しに利用しないこと

- (13) 当社所定の方法以外でモビリティを解錠又は施錠しないこと
- (14) 複数人で1台のモビリティを同時に乗車しないこと
- (15) 身体・健康面に関して不安事項のある状態でモビリティに乗車しないこと

第6条 損傷等

1. 利用者は、モビリティの乗車開始までに当該モビリティについて以下の各号に規定する事項について点検を行わなければならないものとします。

- (1) ブレーキの作動の有無
- (2) ハンドルの操作の不具合の有無
- (3) スロットルレバーの作動が適切であるか
- (4) 前輪及び後輪の切傷、著しい摩耗の有無及び空気圧が適切であるか
- (5) 警音器(ベル)の作動の有無
- (6) 後部のリフレクターの有無
- (7) 前照灯の点灯の有無
- (8) 制動灯の点灯の有無
- (9) 方向指示器の点灯の有無
- (10) 自動車登録番号標(ナンバープレート)の有無
- (11) 番号灯の点灯の有無
- (12) ディスプレイ表示の有無
- (13) ポーチ等の付属品が緩みなく固定されているか

(14) その他の不具合の有無

2. 利用者は、モビリティの損傷、整備不良その他の不具合（以下「損傷等」といいます。）を発見した時は、直ちに当館に連絡し、また、当該モビリティの利用を中止するものとします。当館は、必要に応じて、当該モビリティの利用の停止その他の措置をとるものとし、利用者は、当館の指示に従うものとします。なお、当館がモビリティの利用の継続が不可能であると判断してモビリティの利用の中止を指示したときは、レンタルが終了し、利用者は、その時点までの期間に相当する利用料金を支払うものとします。
3. モビリティの損傷等が利用者の故意又は過失によるものであると当社が判断した場合、利用者は、第16条に定める違約金に加え、当館が当該行為に関連して負担する一切の費用（モビリティの回収及び修理のための費用等を含みます。）及び当該モビリティを当館が貸し渡すことができなかった期間の逸失利益相当額その他当館に生じた一切の損害を賠償しなければならないものとします。
4. レンタル期間中にモビリティのバッテリーの残量がなくなった場合であっても、レンタル期間は終了しないものとし、利用者は当該モビリティの返却までの期間に応じた利用料金を支払うものとします。利用者は、かかる場合でもモビリティを移動させ、第4条第1項第(3)号に従って返却しなければならないものとします。但し、やむを得ない場合には、当社に連絡の上、その指示に従うものとします。

第7条 放置等

1. 利用者が、第5条第2項第(5)号に違反して、ライド中のモビリティを駐停車禁止区域に駐停車等した場合、又はモビリティが放置されたものと当社が判断した場合には、利用者は、当館の指示に従い、直ちに駐停車禁止区域外へのモビリティの移動、撤去されたモビリティの回収その他の措置をとるものとし、当館は、モビリティの移動、保管、引取りその他の措置をとることができるものとします。また、ライド中のモビリティに対し放置車両確認標章が取り付けられた場合、利用者は、法令等に従い、直ちに警察に出頭し、違反の処理を受けるものとします。
2. 利用者は、前項の措置について当社に対して異議を述べないものとし、第16条に定める違約金に加えて、当館が当該行為に関連して負担する一切の費用（モビリティを引き取る際に発生する撤去作業にかかる手数料、有料駐車場又は有料駐輪場利用料、駐停車違反による罰金又は反則金等を含みます。）及び本規約に基づきモビリティの返却が行

われるまでの間に生じた利用料金を、当館に支払うものとします。

第8条 盗難

1. 利用者は、ライド中にモビリティの盗難が発生したときは、以下の各号に定める対応を行うものとします。
 - (1) 直ちに最寄りの警察（富士吉田警察署）に通報すること
 - (2) 直ちに盗難の状況その他当館が要求する事項について当館に報告すること
 - (3) 当館又は当館が指定する保険会社が要求する書類その他の盗難に関する資料を速やかに提出すること
2. 前項の盗難が利用者の故意又は過失によるものであると当館が判断する場合、利用者は、第16条に定める違約金に加えて、当館が当該行為に関連して負担する一切の費用（代替のモビリティを調達する費用、モビリティの捜索について発生する費用等を含みます。）及び本項に定める事由により当館がモビリティを貸し出すことができなかった期間の逸失利益その他当館に生じた一切の損害を賠償しなければならないものとします。

第9条 不正利用

1. 利用者により、ライド以外の目的によるモビリティの占有若しくはこれに類似する行為が行われていると当館が判断した場合、当館は、当該利用者に対して、モビリティの当館への返却の請求、モビリティの回収、その他の措置を実行できるものとします。この場合、利用者は、第16条に定める違約金に加えて、当館が当該行為に伴って要した一切の費用及び本項に定める事由により当館がモビリティを貸し出すことができなかった期間の逸失利益その他当社に生じた一切の損害を賠償しなければならないものとします。

第10条 事故

1. 利用者は、ライド中に事故が発生したときは、事故の規模や損害の多寡にかかわらず、以下の各号に定める対応を行うものとします。
 - (1) 直ちにモビリティの利用を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する

等必要な措置を講じること

- (2) 直ちに最寄りの警察（富士吉田警察署）に通報すること
- (3) 直ちに事故の状況その他当館が要求する事項を当館及び当館が指定する保険会社に連絡すること
- (4) 当館及び当館が指定する保険会社が要求する書類その他証拠となる資料を速やかに提出すること
- (5) 当該事故に関し第三者と示談を行う場合に、事前に当館の承諾を得ること
- (6) その他法令等で定められた措置をとること

2. 利用者は、前項に定める対応に加えて、自らの責任において事故の解決に必要な一切の行為を行うものとします。

第11条 保険

1. 当館は、利用者の本サービスの利用について、当館所定の条件にて損害保険を付保します。但し、当該損害保険が適用されるのはモビリティの搭乗中に発生した事象に限られるものとし、警察又は当館若しくは当館が指定する保険会社に届出のない事故である場合、利用者が本規約に違反している場合、又は当該損害保険の付保に係る保険契約に定める免責事項（利用者に対して保険金が支払われない事項）に該当する場合等、本条に定める保険金が支払われないことがあることを利用者は異議なく承諾します。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の本サービスの利用に付保する保険の内容を予告なく変更することができるものとします。
3. 保険会社から現実に支払われる保険金の額を超える損害については、第15条の定めに従って利用者が負担するものとします。

第12条 一般的な遵守事項

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。また、利用者は、故意又は過失によらず、以下の各号のいずれかに該当す

る行為を行った場合、直ちに当館に連絡しなければなりません。

- (1) 当館、又は他の利用者、外部サービス事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
- (2) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- (3) 法令等に違反する行為
- (4) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (5) 当館による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 当社のモビリティレンタルサービス提供に支障をきたすおそれがある一切の行為
- (7) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第13条 権利帰属

1. 当館は、利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項で定める個人情報を意味します。）については、法令で認められる場合を除き、第三者に開示しないものとします。

第14条 受付取消等

1. 当館は、利用者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該利用者について本サービスの利用を停止することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した又は違反するおそれがあると当館が判断した場合（年齢を偽った場合、本人以外の本人確認書類等を提出した場合、又貸しを行った場合、交通違反を行った場合、交通事故発生時に警察及び当館に通報を行わなかった場合、放置車両確認標章が取り付けられたが法令等に従い警察に出頭し違反の処理を受けなかった場合等を含みます。）
 - (2) 第5条1項各号のいずれかの事由に該当する場合

- (3) 当館、他の利用者、外部サービス事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
- (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- (5) 過去に本サービスの利用を拒否された者であることが判明した場合
- (6) 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているると当館が判断した場合

第15条 賠償責任

1. 利用者は、本規約に違反することにより又は本サービスの利用に起因して第三者又は当館に損害を与えた場合（モビリティの事故により損害を与えた場合等）、その損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 当館が利用者に代わり第三者に対して前項の損害を賠償した場合、当社は、利用者に対し求償することができるものとします。
3. 利用者が、利用者による本サービスの利用に関連して他の両者、外部サービス事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当館に通知するとともに、利用者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当館からの要請に基づき、その経過及び結果を当館に報告するものとします。
4. 利用者による本サービスの利用に関連して、当社が、他の利用者、外部サービス事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、利用者は当該請求に基づき当館が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第16条 違約金

1. 利用者は、以下に定める行為を行った場合、本規約に定める損害賠償とは別途、以下の違約金を当館に支払うものとします。

- ・モビリティを、利用者が当該ライドについて返却すべきとされている場所以外の場所（但し、駐停車禁止区域を除く。）に返却した場合：10,000 円
- ・盗難若しくは事故が発生した場合において、直ちに盗難若しくは事故の状況その他当館が要求する事項について当館に報告しなかった場合、又は当館及び当館が指定する保険会社が要求する書類その他の盗難若しくは事故に関する資料を速やかに提出しなかった場合：10,000 円
- ・モビリティを駐停車禁止区域に駐停車等した場合、ライド中のモビリティに対し放置車両確認標章が取り付けられた場合、又はモビリティが放置されたものと当館が判断した場合：30,000 円
- ・利用者が故意によりモビリティを損傷又は盗難させたと当館が判断した場合：200,000 円

第17条 本サービスの停止等

1. 当館は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) サービス提供エリアの全部又は一部のイベント、気象条件又は交通事情等に鑑み当館が停止又は中断が必要と判断した場合
 - (2) その他、当館が停止又は中断が必要と判断した場合

第18条 利用者の誓約

1. 利用者は、反社会的勢力等のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当館の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

第19条 保証の否認及び免責

1. 当館は、モビリティの利用可能性（利用可能なモビリティの存否、バッテリー残量、破

損の有無等を含みますが、これらに限られません。)について、如何なる保証も行うものではありません。本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当館は、本サービスについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、如何なる保証も行うものではありません。

2. 利用者は、モビリティの走行にあたり、道路交通法その他の法令等の規定を自らの責任において遵守するものとします。かかる規定に違反したことにより利用者が損害を被った場合、利用者に対して直接かつ現実に生じた通常 of 損害 (逸失利益を含まない) に限り、その損害 (利用者が第 5 条 2 項に定める本サービスの利用料金として当館に支払った金額を上限とする) を賠償する責任を負います。(但し、当館の故意又は重大な過失に起因する場合は除きます)
3. 利用者がモビリティの事故により利用者が損害を被った場合 (道路交通法その他の法令等の規定への違反の有無を問いません。)、その損害 (モビリティの事故により当館に支払われた保険金額を上限とする) を賠償する責任を負います。(但し、当館の故意又は重大な過失に起因する場合は除きます)
4. 当館は、当館による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、当館による本規約に基づく利用者に対する措置、その他本サービスに関連して利用者が被った損害につき、利用者に対して直接かつ現実に生じた通常 of 損害 (逸失利益を含まない) に限り、その損害 (利用者が第 5 条 2 項に定める本サービスの利用料金として当館に支払った金額を上限とする) を賠償する責任を負います。(但し、当館の故意又は重大な過失に起因する場合は除きます)

第 20 条 有効期間

1. 利用契約は、利用者について第 3 条に基づく本サービス利用の受付が完了した時点で効力を生じ、当該利用者の本サービス利用の受付が取り消された時点又は本サービスの提供が終了した時点のいずれか早い時点まで、当館と利用者との間で有効に存続するものとします。

第 21 条 変更

1. 当館は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
2. 当館は、本規約を変更できるものとします。当館は、本規約を変更する場合には、その

効力発生日を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を利用者に通知すること又は当社ウェブサイトに掲載することにより周知するものとします。なお、当該通知又は掲載後、利用者が本サービスを利用した場合は、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。但し、法令等上、利用者の積極的な同意が必要となる内容の本規約の変更の場合、当館は、当館が定める方法により利用者の同意を得るものとします。

第22条 連絡/通知

1. 本サービスに関する問い合わせその他利用者から当館に対する連絡又は通知は、当館の別途定める方法で行い、その到達時に当該連絡又は通知の効力が発生するものとし、不到達による不利益は利用者が負うものとします。
2. 本規約の変更に関する通知その他当館から利用者に対する連絡又は通知は、当館の定める方法で行い、その発信時に当該連絡又は通知の効力が発生するものとし、不到達による不利益は利用者が負うものとします。

第23条 本規約の譲渡等

1. 利用者は、当館の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第24条 完全合意

1. 本規約は、本規約に含まれる事項に関する当館と利用者との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当館と利用者との事前の合意、表明及び了解に優先します。

第25条 分離可能性

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及びその一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当館及び利用者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的

及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第26条 存続規定

1. 第6条第2項から第4項まで、第7条から第11条まで、第13条、第15条、第16条、第18条、第19条、第23条から第28条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第27条 準拠法及び管轄裁判所

1. 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条 協議解決

1. 当館及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

2024年10月16日 制定